

引き上げ分の地方消費税収が充てられた社会保障４経費その他の社会保障施策に要した経費（一般会計）

（単位：千円）

項 目 名		経 費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国支出金	その他	引き上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	障害者福祉	6,786,656	285,396	340,367	986,538	5,174,355
	高齢者福祉	1,256,963	11,012	326,657	79,330	839,964
	児童福祉	13,098,504	1,670,059	796,779	2,317,813	8,313,853
	母子福祉	66,366	22,844	4,870	7,235	31,417
	生活保護	6,011,747	4,313,817	3,475	314,210	1,380,245
	小計	27,220,236	6,303,128	1,472,148	3,705,126	15,739,834
社会保険	介護保険	14,517,999	0	0	1,792,654	12,725,345
	国民健康保険	13,175,858	0	0	1,994,656	11,181,202
	後期高齢者医療	15,062,427	0	0	1,685,317	13,377,110
	小計	42,756,284	0	0	5,472,627	37,283,657
保健衛生	医療	6,672,523	2,082,800	163,836	29,336	4,396,551
	病院	8,055,787	0	1,232,340	0	6,823,447
	疾病予防対策	281,956	96,437	18,221	50,911	116,387
	医療提供体制確保	5,973,534	40,215	5,675,835	0	257,484
	小計	20,983,800	2,219,452	7,090,232	80,247	11,593,869
合 計		90,960,320	8,522,580	8,562,380	9,258,000	64,617,360

（注）「社会福祉」とは「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。

また、項目の「引き上げ分の地方消費税」は、経費に要する一般財源の増加額（平成25年度比）に応じてあん分して計算している。